

模範となる町村議会として 嘉手納町議会が表彰されました



～平成 30 年 3 月 2 日 3 月定例会にて～

平成 30 年 2 月 8 日、嘉手納町議会が全国町村議會議長会より、他の範とするに足る活動を行っていると認められる町村議会として認められ表彰されました。沖縄県内 30 町村中、同様の表彰を受けた団体は、平成 27 年度に表彰を受けた南風原町議会以来であり、本町で 5 団体目となります。

この表彰は、議会活動が「政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」、「住民に開かれた議会」、「地域振興のために特別な取組みをした議会」に該当しているかが審査され表彰されるものです。

なお、本町議会の表彰事績は別紙のとおりです。

沖縄県中頭郡嘉手納町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に發揮している議会

◆議会基本条例及び関係条例の制定

町民に身近な議会として議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、町域に広大な米軍嘉手納基地を抱える議会として住民の命と暮らしを守るとともに、町民福祉の向上、豊かなまちづくりの実現及び町勢の発展に寄与することを目的に、平成26年6月に嘉手納町議会基本条例を制定し、同年7月より施行した。

議会基本条例においては、正副議長志願者の本会議での所信表明、重要な議案の賛否の公表、議会報告会の年1回開催の義務付け、反問権の付与、政務活動費の交付、議員の政治倫理等について規定するとともに、地方自治法第96条第2項の議決事件の追加を行っている。

これらの規定に基づき、平成27年3月に政務活動費の交付に関する条例を制定。また、平成27年6月には、町民に信頼される公正で開かれた町政発展に寄与することを目的に沖縄県内の町村議会では初となる議会議員政治倫理条例を制定し、「住民に身近で信頼される議会」に向けた議会改革を行っている。

◆正副議長志願者の所信表明

基本条例において正副議長の選出の過程を町民に明らかにすることを明文化し、条例制定後初となる正副議長志願者の所信表明を平成29年1月の初議会において実施した。

◆重要な議案の賛否の公表

毎定例会後に発行している議会広報誌「議会だより」において議案の賛否を公表し、議案に対する各議員の考え方を町民に対し明確にしている。

◆議会報告会

これまで不定期で実施していた議会報告会（住民懇談会）の開催について、基本条例において年1回の開催を義務付け、町民全体を対象とし住民を網羅した懇談会とPTA連合会等の町内の各種団体との懇談会を隔年毎に開催し、懇談会実施後は報告書を議会ホームページへ掲載するとともに、町当局、各種団体及び自治会事務所へ配布している。

◆一般質問

平成28年度は、毎定例会平均14名（議員定数16名）が一般質問を行っており、町政運営における広範な質疑応答が活発に交わされている。

質問は事前通告制とし、質問者の発言時間は30分以内と制限を設けているが、より詳細な答弁を求めるべく、執行部による答弁の時間には制限を設けていない。

また、問題点を分かりやすく整理し執行部との議論がかみ合うよう、対面方式及び一問一答方式を導入している。また、議会基本条例にて執行部へ反問権を付与したことにより論点整理ができるようになった。

◆委員会活動

総務財政（5名）、文教厚生（5名）、建設経済（5名）の3常任委員会及び基地対策特別委員会（7名）、議会活性化特別委員会（7名）、議会広報調査特別委員会（6名）、議会史編纂特別委員会（7名）を設置し、所管事務等の調

査を積極的に行うと同時に、政策提案等活動を積極的に実施している。

平成28年度に実施した住民懇談会はPTA連合会等の各種団体との意見交換会形式とし、3常任委員会の所管別に担当を割り振り、気軽に意見が言えるような雰囲気づくりを行った。開催にあたっては、充実した懇談会とするべく事前に団体からの当面する諸課題や町政や町議会に対する要望等を聴取した。また、懇談会実施後には議員間で報告会を実施し、報告書を各種団体及び町当局へ提出している。

◆意見書・決議書の提出

米軍嘉手納基地に町域の約82パーセントを占められている本町において、基地から派生する騒音等の基地被害にさいなまされており、日常の住民生活に影響を及ぼしている。

本町議会においては、意見書提出権を積極的に活用し平成元年以降平成29年11月現在までに496件もの基地関連の意見書及び決議書を可決し、基地被害に対し抗議するとともに、負担軽減に向け米軍や政府関係機関等に対し抗議・要請活動を行っている。

◆議員の資質向上への取り組み

議員の自己研鑽と資質の向上を図るべく、沖縄県町村議會議長会が開催する研修への積極的参加はもちろんのこと、議会独自にひと月に1回のペースで「救命救急講習」や「認知症サポーター養成講座」「タブレット研修会」など多岐分野にわたる議員研修を実施している。

以上のように監視機能の充実を図りつつ常に開かれた議会を目指し改革に取り組んでいる。

2 住民に開かれた議会

◆会議の公開

本会議のほか議会基本条例において常任委員会、特別委員会及び全員協議会など各種会議を原則公開とし、町民の傍聴を可能としている。

◆議会開催及び議案、一般質問の内容の周知

定例会及び臨時会の開催にあたっては、議会開催日、日程、議案等を議会ホームページに掲載し傍聴を呼びかけ、定例会については開催日程及び一般質問通告事項を議会ホームページ、町内自治会事務所及び役場庁舎内掲示板へ掲示するのと同時に各種補助団体へも通知するなど幅広く周知を図っている。

傍聴者へは、議会審議の内容をより理解しやすくするため、議事日程のほか一般質問通告書、意見書案及び決議書案を配布し、議案については一覧として公開している。

また、採択された意見書・決議については会議終了後、速やかに議会ホームページへ掲載し、最新の動向をいち早く町民に周知するよう取り組んでいる。

◆議会広報

議会広報は年4回定例会終了後の翌々月に原則発行しており、町内全世帯へ配布するのと同時に、町議会ホームページへも掲載し、最新号はもちろんバックナンバーも掲載し誰でも閲覧が可能となっている。

議会広報発行に際しては、自らの行った一般質問が町民へ伝わりやすいよう、一般質問を行った議員自身が原稿を作成し、広報委員会において校正・発行の

手続きをしている。また、住民懇談会実施後の質疑応答や抗議・要請活動の内容、議員研修の報告など議員の活動を掲載することにより議員の活動がより町民へ伝わるよう努めている。

◆議会の情報公開

議会専用ホームページを開設し、定例会・臨時会の日程案や一般質問通告書、議員名簿や住民懇談会報告書等を掲載している。臨時会においては、招集告示と同時に開会のお知らせとして、開会日時及び議案名を掲載している。可決した意見書・決議書などの議案及び会議結果は当日にホームページへ掲載し、より早く町民への議会活動の情報公開に努めている。